

## 2009 - 10 年度連邦国家予算案

2009年5月12日、ケビン・ラッド首相率いる労働党政権にとって2回目となる次財政年度の国家予算案が財務大臣ウェイン・スワン氏により発表された。

今回の予算案は金融危機に端を発した急激な景気後退に対応する為の、危機対応色の強い予算編成となっている。

予算案では財政出動による景気刺激と雇用の確保を目的として、道路や鉄道、港湾施設等社会資本に対する220億ドル規模の予算が割り当てられ、またクリーンエネルギー・イニシアチブとして炭素回収貯留事業の推進や大規模太陽光発電所の建設、再生可能エネルギー技術の研究・商業化・移転等に45億ドルが拠出される。

また急激な景気後退期において保有する年金資産の価値の減少により苦境に陥りやすい高齢者に対する政府年金の増額も含まれている。

反面、歳出削減を目的として、高所得者に対する民間健康保険加盟金の政府援助の受給要件の厳格化や新規住宅購入者への一時金給付の減額を初めとした政府援助の縮小や撤廃、また節税効果のある年金基金加入者による自主的拠出限度額の半減化やプレミックスのアルコール飲料への酒税の引上げ等の諸策が含まれている。

財政収支は2009-10年度で531億ドル、今後4年間で1812億ドルの赤字を予測しており、また、単年度で黒字に転ずるのは2015-16年度としている。

歳入に関しては景気後退や資源ブームの終焉による個人所得税や法人税を中心とした税収の落ち込みの影響を受け、前年度比1.8%のマイナスの2906億ドルを見込むのに対して、歳出は景気対策としての積極的な財政出動により4.3%増の3382億ドルとなり、この結果、純資本投資を含めた財政収支は531億ドルの赤字を見込んでいる。

また、経済面ではオーストラリア経済は他の先進諸国と比べて世界的不況の影響は限定的としているものの、2009-10年度には経済成長率がマイナス(0.5%)に陥り、失業率も8.25%まで上昇し、2010-11年度に8.5%に到達後減少すると予測している。

### 税制改正項目

今回の予算案において、法人税・個人所得税共に目立った発表はなされなかったものの、景気後退に伴う歳入の減少を補完するために高所得者層に対する健康保険税サーチャージの増率や民間健康保険加入金の補填の引下げ等を行う一方で、景気後退により影響を受けやすい年金受給者への給付額の積み増しや長期的な雇用の確保を目的とした2010年度からの有給育児休暇制度の導入などの特徴がみられた。

個人所得税および法人税務関連の税制改正発表内容の中で、特に日系企業に影響のありそうな事項は下記の通りである。

## 1. 個人所得税

昨年度の連邦国家予算で発表されていた 2009 年および 2010 年度の個人所得税率及び当該税率適用所得額に変更はなかった。従って、居住者に適用される税率は以下の通りとなる。

### 居住者に適用される税率

2009 年 7 月 1 日開始年度および 2010 年 7 月 1 日開始年度

| 新課税所得額<br>2009 年 7 月 1 日開始年度 (A\$) | 税率<br>(%)  | 新課税所得額<br>2010 年 7 月 1 日開始年度 (A\$) | 税率<br>(%)  |
|------------------------------------|------------|------------------------------------|------------|
| 0 – 6,000                          | 0%         | 0 – 6,000                          | 0%         |
| 6,001 – <b>35,000</b>              | 15%        | 6,001 – <b>37,000</b>              | 15%        |
| <b>35,001</b> – 80,000             | 30%        | <b>37,001</b> – 80,000             | 30%        |
| 80,001 – 180,000                   | <b>38%</b> | 80,001 – 180,000                   | <b>37%</b> |
| 180,001+                           | 45%        | 180,001+                           | 45%        |

## 2. 海外での勤務所得に関する税制改正

従来は税法上のオーストラリア居住者が 90 日以上連続して国外で勤務した場合、その間の勤務所得は非課税となっている。しかし、今回の改正により、その勤務所得は課税対象となり、海外で支払われた税に対し外国税額控除が与えられることとなる（一部の例外を除く）。

## 3. 健康保険税サーチャージの変更

税務上のオーストラリア居住者（ビジネスビザサブクラス 457 保有者などを除く）は、所得税とともに 1.5% の健康保険税（Medicare Levy）が課税されるが、それに加え、高額所得者については、認定された民間健康保険に加入していない場合には、追加的に 1% のサーチャージが課される。今回、政府はこのサーチャージについて、下記の変更を発表した。

健康保険税サーチャージ（認定された民間健康保険に加入していない場合）

| 2010年7月1日開始年度                                      | 税率<br>(%) |
|--|-----------|
| 課税所得が \$ 75,001 以上<br>(または配偶者とあわせて \$ 150,001 以上)  | 1%        |
| 課税所得が \$ 90,001 以上<br>(または配偶者とあわせて \$ 180,001 以上)  | 1.25%     |
| 課税所得が \$ 120,001 以上<br>(または配偶者とあわせて \$ 240,001 以上) | 1.5%      |

#### 4. 過小資本制度に関する改正

金融機関（ADI）に対する過少資本制度の改正が発表された。

過少資本制度上での、自社株及びソフトフェア関連の資本的支出に関する費用の取扱いが明確にされる。また、豪州国際財務報告基準と過少資本制度に基づく資産や負債等の定義の相違についても考慮されることとなる。

政府は上記の変更について公開草案を発表する方針である。

#### 5. 調査研究費用（R&D）に関する規定の変更

2010年7月1日より現行の R&D Tax Concession 制度に代わり、R&D Tax Credit 制度が導入される。主な変更は以下の通りである。

- 売上が 20 百万ドル超の事業に関しては、R&D 費用の 40%を還付不可のクレジットとして得ることとなり、これはコストの 133%の優遇措置と同様の効果を生むことになる。
- 売上が 20 百万ドル以下の事業に関しては、40%の還付不可のクレジットと 45%の還付可能なクレジットを得ることができる。後者に関しては、税務申告の際に還付される。
- 新制度において、費用の上限の設定はない。
- 外国会社が豪州内で行う調査研究費用も 40%の還付不可のクレジット適用の対象となる。

新制度が導入される 2010 年 7 月 1 日までの暫定措置として、現行制度における R&D の限度額が 1 百万ドルから 2 百万ドルに上げられる。この措置は 2009 年 7 月 1 日より適用される。

政府は新制度の適用条件を厳格化することを検討しており、詳細については数ヶ月以内に発表する方針である。

## **6. 海上石油探鉱に関する優遇措置の延長**

政府は、石油探鉱に従事する企業への優遇措置を 1 年延長すると発表した。同インセンティブは、Designated Offshore Frontier Areas(DFAs)に指定された海域での探鉱支出に関して 150%の即時損金算入を認めるというもので、探鉱コストを軽減し石油探鉱活動を促進させ、新たな油田発見の機会の向上を図ることを目的としている。今回の延長は 2009 年 6 月に発表される 2009 年度の DFA 指定海域に適用される。また、この優遇措置に関しては、2009 年末までに完了予定の将来の税制に関する見直し (Future Tax System Review) 及びエネルギー白書においてその内容が検討される予定となっている。

## **7. 炭素汚染削減制度における排出枠の税務上の取扱い**

炭素汚染削減制度の導入時期に合わせて、オーストラリアで登録された京都議定書上の排出枠はそれがオーストラリアで使用されるかどうかに関わらず、オーストラリアの制度に基づき課税されることとなる。

オーストラリアで登録された排出枠から得られた所得に関しては、オーストラリアを源泉とした所得とみなされ、オーストラリアで課税対象となる（租税条約がある場合にはその規定に準じる）。排出枠の簿価は、時価を選択する場合を除き、取得価格が使用される。

詳細に関しては、2009年3月10日に公表された炭素汚染削減制度 (Carbon Pollution Reduction Scheme) の公開草案及び2008年12月15日のホワイトペーパーを参照されたい。

また、政府は炭素汚染削減制度の導入時期に合わせて、排出枠の取引に関する GST 規定の改正を発表した。GST 規定上、排出枠の取引に関して豪州での取扱いが国際的な制度上のユニットや京都ユニットと一貫性のある取扱いがされるよう見直しを予定している。

## 8. 消費税 (GST) 制度

### 8-1. 消費税 (GST) 制度の運営管理

政府は GST 制度の運営管理に関する法的枠組みを見直し、2010年7月より同制度を改正すると発表した。

改正により、GSTに関する遵守費用の軽減、GST制度と所得税制度の標準化、GST制度運営に関する枠組みの簡素化が見込まれる。

また、政府は現行制度上の意図された効果を維持しながら、Margin Scheme 条項（不動産売買の利益幅にかかわる条項）と金融サービスに関する条項を改正により簡素化することが可能かどうかの検討を財務省に指示すると共に、現行法の簡素化と GST 登録が必要な非居住者を減らすことを目的に国際取引に関する GST 条項の見直しを税制審議会(Board of Taxation)に求めている。

### 8-2. 輸入・輸出品の輸送に関わる消費税 (GST)

政府は輸入・輸出品をオーストラリア国内で輸送する業者の GST に関する遵守費用負担を軽減するために、2010年7月1日より GST 制度を改正すると発表した。改正案には輸入品の国内輸送にかかわる GST の支払い義務を輸送業者から輸入業者へと変更することが含まれている。また、コンテナ輸送非郵便物における輸出地の定義をコンテナ化された場所から非郵便物が送られた場所へと変更することにより、郵便物とコンテナ輸送非郵便物との GST 上の取扱いが一貫性を持たせる事ができ、輸送業者の GST 遵守費用を軽減する事が出来るとしている。

なお、GSTに関する改正においてはすべての州及び準州からの同意が必要となる。

<主要経済指標予測 年度平均値>

単位：億ドル

|            | 2008-2009年度<br>(見込) | 2009-2010年度<br>(見込)(予測) |
|------------|---------------------|-------------------------|
| 歳入： 税込     | 2,757               | 2,677                   |
| 税外収入       | 201                 | 228                     |
| 歳入計        | 2,959               | 2,906                   |
| 歳出         | (3,244)             | (3,382)                 |
| 発生ベース財政収支  | (329)               | (531)                   |
| 現金ベース財政収支  | (321)               | (576)                   |
| 実質 GDP 成長率 | 0%                  | (0.5%)                  |
| 消費者物価指数上昇率 | 1.75%               | 1.75%                   |
| 失業率        | 6%                  | 8.25%                   |
| 賃金上昇指数     | 4.25%               | 3.25%                   |

<連邦予算歳入分析>

単位：百万ドル

|                     | 2008-2009<br>年度実績<br>見込 | 2009-2010<br>年度予算<br>見込 | 増(減)    | (%)     |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------|---------|
| <b>&lt;税込&gt;</b>   |                         |                         |         |         |
| 所得税                 |                         |                         |         |         |
| 源泉徴収税               | 117,680                 | 119,000                 | 1,320   | 1.1%    |
| その他個人所得税            | 31,210                  | 28,350                  | (2,860) | (9.1%)  |
| 還付                  | (23,200)                | (24,640)                | 1,440   | 6.2%    |
| 個人所得税及び源泉税計         | 125,690                 | 122,710                 | (2,980) | (2.4%)  |
| FRINGE BENEFIT TAX  | 3,470                   | 3,460                   | (10)    | (0.3%)  |
| 退職年金基金税             | 9,160                   | 7,990                   | (1,170) | (12.8%) |
| 法人所得税               | 57,950                  | 54,980                  | (2,970) | (5.1%)  |
| 石油資源税 (P R R T)     | 1,600                   | 1,720                   | 120     | 7.5%    |
| 所得税計                | 197,870                 | 190,860                 | (7,010) | (3.5%)  |
| 間接税                 |                         |                         |         |         |
| 物品税 (石油他)           | 71,441                  | 71,097                  | (344)   | (0.5%)  |
| 輸入関税                | 6,440                   | 5,770                   | (670)   | (10.4%) |
| 間接税計                | 77,881                  | 76,867                  | (1,014) | (1.3%)  |
| 税込合計                | 275,751                 | 267,727                 | (8,024) | (2.9%)  |
| <b>&lt;税外収入&gt;</b> |                         |                         |         |         |
| 物品販売、利子、配当その他       | 20,188                  | 22,884                  | 2,696   | 13.3%   |
| 歳入総額                | 295,939                 | 290,612                 | (5,327) | (1.8%)  |

## 2009-10 年度国家予算概要 < 参考資料 >

以下は、連邦政府が発表した 2009-10 年度国家予算の概要 (Budget at a glance) を翻訳したものです。原文及び項目別の詳細な内容については、[www.budget.gov.au](http://www.budget.gov.au) で入手可能です。

この予算は我が国の将来のために必要なインフラストラクチャーへの投資を介して現在の雇用を促進するものであるとともに、財政黒字化の為に必要とされる厳しい選択を行っている。

| 項目                | 概要   |
|-------------------|--|
| 世界大恐慌以来最大の経済危機    | <ul style="list-style-type: none"> <li>世界の経済情勢は世界大恐慌以来最悪の危機に直面しており、これが我が国の経済をも深刻な後退へと引き摺り込んでいる。</li> <li>実質 GDP は 2008-09 年度に比べ若干の収縮が予測される。この収縮は殆ど全ての先進諸国に比べれば緩やかなものとなる。</li> <li>この景気後退は雇用に甚大な影響を与え、失業率は 2010-11 年度に 8.5% のピークを迎える。</li> </ul>                  |
| 景気刺激策及び国家建設のための投資 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本予算の最重要項目は道路、鉄道、港湾、教育機関及び省エネルギー対策を含む社会資本投資である。</li> <li>本予算で示された施策は GDP の水準を 2009-10 年度に 0.75% 押し上げる。これら施策は住宅部門や雇用、そして中小企業を支援することになる。</li> <li>本予算は現在の雇用を支援し、また将来への投資を行い、世界経済回復期において国民が最大の恩恵を受けることを確実にするものである。</li> </ul> |
| 困難な決断             | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府は年金制度が将来においても維持できるように、本予算においてより公正な制度構築のため厳しい決断を行った。</li> <li>政府の政策は、最も援助が必要とされる人々により焦点を当てた。</li> </ul>  |
| 財政赤字からの脱却戦略       | <ul style="list-style-type: none"> <li>予測される財政赤字は、主に世界的不景気からもたらされる歳入の減少に起因する。政府の戦略に基づくと 2015-16 年度に財政は黒字に転化すると予測される。</li> </ul>  |

2009-10 年度予算における主なイニシアチブ

| 項目                           | 概要  |
|------------------------------|---|
| 220 億ドルの社会資本投資               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 34 億ドルを道路事業へ配分</li> <li>● 46 億ドルを地下鉄事業へ配分</li> <li>● 3.89 億ドルを港湾及び輸送設備事業へ配分</li> <li>● 45 億ドルをクリーンエネルギー関連へ配分（このうち 10 億ドルは既存の基金への投資である）</li> <li>● Education Investment 基金から 26 億ドルを大学・研究機関へ配分</li> <li>● Health and Hospitals 基金から 32 億ドルを病院や医療関連社会資本へ配分</li> <li>● 官民連携して 430 億ドル規模の全国的ブロードバンド・ネットワークを構築</li> </ul> |
| 雇用支援、年金受給者への保障、そして景気回復への体制作り | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金額を最大で単身者週当たり\$32.49、夫婦には週当たり\$10.14増額</li> <li>● 高等教育、調査研究、イノベーションへの予算を 27 億ドルの大幅増額</li> <li>● 若年者、失業者及び地域社会への教育と支援の提供を軸とする職業訓練対策(the Jobs and Training Compact)に 15 億ドルを割当</li> <li>● 中小企業の適格資産に対して‘50%特別減税’を実施する。</li> <li>● 新規住宅購入者に対する支援策を 6 ヶ月間の延長</li> <li>● 減税の公約を確実に実施する。</li> </ul>                       |
| 財政収支黒字化のための厳しい選択と明確な戦略       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 世界的不景気は予想税収を約 2,100 億ドル減らす結果をもたらした。</li> <li>● 当面財政赤字を受け容れ、重要な政策を継続する事は雇用援助のために不可欠である。</li> <li>● 必要かつ責任を持った借入は主要先進国に比べ著しく低い水準である。</li> </ul>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>• 抜本的な構造改革を軸に、今後4年間で226億ドルの予算削減を予定している。</li><li>• 国民の高齢化に抗して、年金政策にかかるコストは長期的にはすべて相殺される。</li><li>• 最終年度には新規支出がもたらす財政への影響はすべて相殺される。</li></ul> |
|--|---|

本件に関するご質問、お問合せは以下の各地域の担当者までご連絡ください。また、その他の資料などのご要望は、シドニー事務所の中村正明（直通 02-9322-7660）、又は秘書の Yuko Murray (02-9322-5721)までご連絡ください。

### **Deloitte Touche Tohmatsu**

|                   |   |                      |
|-------------------|---|----------------------|
| <b>Brisbane:</b>  | <b>John Bland</b><br>水島 芳子<br>村田 俊介                           | <b>(07)3308-7000</b> |
| <b>Melbourne:</b> | <b>Paul Fogarty</b><br>筒井 伸次<br>前金 夏子                         | <b>(03)9671-7000</b> |
| <b>Perth:</b>     | <b>Greg Fitzgerald</b><br>竹中 真一<br>西田 健太郎                     | <b>(08)9365-7000</b> |
| <b>Sydney:</b>    | <b>Terry Rooney</b><br>Chris Leach<br>中村 正明<br>北村 晃彦<br>隅防 匡雄 | <b>(02)9322-7000</b> |